逸失利益について 定期金賠償を認めた 最判令和2年7月9日を 受けた実務上の問題点

弁護士 長野 浩三

1 最判令和2年7月9日民集74巻4号1204頁、金融・ 商事判例1608号8頁

同最判は、交通事故損害賠償における後遺障害逸失 利益の定期金賠償につき、「交通事故の被害者が事故 に起因する後遺障害による逸失利益について定期金に よる賠償を求めている場合において、上記目的及び理 念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益 は、定期金による賠償の対象となるものと解される。」 (「上記目的及び理念」は「不法行為に基づく損害賠償 制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価 し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が 被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの 状態に回復させることを目的とするものであり、ま た、損害の公平な分担を図ることをその理念とすると ころである。」とされている。)、「交通事故の時点で、 被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近 い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの 特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の 被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすること を要しないと解するのが相当である。」、事故当時4歳 の幼児で、高次脳機能障害という後遺障害のため労働 能力を全部喪失し、同逸失利益が将来の長期間にわた り逐次現実化するという事情のもと、「これらの事情 等を総合考慮すると、本件後遺障害による逸失利益を 定期金による賠償の対象とすることは、上記損害賠償 制度の目的及び理念に照らして相当と認められるとい うべきである。」と判示した(同最判の意義について は、御池ライブラリー No.52、14頁の弁護士森貞涼介 「後遺障害逸失利益の定期金賠償の可否」を参照。)。

2 上記最判の要旨

上記のとおり、同最判は、①被害者が求める場合に 後遺障害逸失利益につき定期金賠償が認められうるこ と、②特段の事情がない限り、就労可能期間の終期よ り前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とす ることを要しないこと、③事故当時4歳の幼児で、高 次脳機能障害という後遺障害のため労働能力を全部喪 失した事案につき逸失利益の定期金賠償の対象とする ことが相当、と判示した。

3 いかなる事案で定期金賠償が認められるか

同最判は、「上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となる」とされていることから、具体的にどのような事情がある場合に定期金賠償が認められるか、が問題となる。

同最判は、「将来、その算定の基礎となった後遺障害の程度、賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ、算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きなかい離が生ずることもあり得る。」と判示していることから、①算定の基礎となった後遺障害の程度、②賃金水準その他の事情に、それぞれ変動が予想される場合には定期金賠償を認める方向となると思われる。

①②とも労働能力喪失期間が長期にわたる場合には 短期である場合に比べ変動可能性が大きくなるため、 若年かどうか、後遺障害の内容によって労働能力喪失 期間が長期間認められるかどうかがメルクマールとな る。具体的には幼児・小児、若年であれば定期金賠償 が認められやすくなる。これに対し、高齢者など労働 能力喪失期間が短期の場合には認められにくいといえ る。また、12級や14級の神経症状のように労働能力喪 失期間が数年に限定されるような場合にも定期金賠償 は認められないというべきである。

また、①の後遺障害の程度の変動については、幼児・小児の高次脳機能障害の事例では脳の可塑性から変動可能性が高く、定期金賠償が認められやすいというべきである。これに対し、器質的損傷の場合には不可逆的であり変動可能性は低く、定期金賠償を認めにくくなろう。

4 「賃金水準の著しい変更」について

民事訴訟法(以下、「民訴法」という。)は以下のよう に定める。

「(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める 訴え)

第百十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期 金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終 結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の 算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合に は、その判決の変更を求める訴えを提起することがで きる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が 到来する定期金に係る部分に限る。」

定期金賠償が認められた場合には民訴法117条の確 定判決の変更を求める訴えが問題となる。

この「賃金水準」の「著しい変更」については、「1割程度の増減で本条(民訴法117条)の変更の要件である「著しい」事情の変更といえるかは疑問である。もとより、一律に何割以上という明確な基準を定めることは事柄の性質上困難であって、事案によっても異なり、判例の集積を待つしかないが、ごく大まかにいえば、3割以上の増減があれば「著しい」変更ということができよう。」とする見解がある(三宅省三ほか編『注解民事訴訟法 II』(株式会社青林書院、2000年6月)529頁)。

5 確定判決

民訴法117条の確定判決の変更を求める訴えは、訴訟上の和解調書や認諾調書も対象とできるかについては、和解や認諾をする当事者は将来における基礎事情の変動をできる限り考慮に入れて和解をするかどうか等を決意できるし、和解では不確実な事情の発生等につき留保条項をつけることも可能であることから、同条の類推適用の可能性を否定する見解がある(上記「注解民事訴訟法II」524頁)。この点については反対説もある。

6 将来介護費用を一時金で、逸失利益を定期金で 請求することは可能か

最判平成11年12月20日民集53巻9号2038頁は、交通 事故の被害者が事故のため介護を要する状態となった 後に別の原因により死亡した場合には、死亡後の期間 に係る介護費用を同交通事故による損害として請求す ることはできない旨判示することから、定期金で将来 介護費用を請求した場合、別原因で死亡した場合には 死亡後の将来介護費用は請求できない。そのため、将 来介護費用は一時金で請求し、逸失利益の場合には別 原因での死亡後の逸失利益も損害として認められるこ とから、逸失利益を定期金で請求することが考えられ るが、このような請求は認められるであろうか。

被害者にとっていわばいいとこどりの請求である。 しかし、定期金を認める実質的な趣旨は中間利息に よる減額を避け、被害者の生活が十分賠償金で賄える ようにすることであり、この趣旨は、より介護費用に 妥当する。このような定期金が認められる趣旨からす れば、上記のようないいとこどりの請求は認められるべきでなく、逸失利益について定期金を求めている場合には、賠償義務者からの申出があれば介護費用についても定期金で認めるべきである。法的根拠としては、定期金賠償の趣旨の実現を一方で求めながら、他方でこれを否定する主張であるため、信義則が考えられる。

7 定期金賠償が認められた場合の民訴法117条の 「著しい変更」の賠償義務者の探知方法について

賃金水準の著しい変更はある程度公表される資料に よって確知しうる。

他方、被害者の後遺障害の程度の著しい変更については、被害者が医療調査等に協力してくれれば確知可能であろうが、被害者がこれに協力的でない場合には 探知方法が問題となる。

目視等の方法である程度、後遺障害の程度の変更が 確知できる場合には、民訴法117条の訴訟を提起し、 同訴訟の中でカルテ等の文書送付嘱託、関係各所への 調査嘱託等をすることが考えられる。

また、定期金賠償を命じる判決に、定期的な医療調査等への同意を条件とすることなども考えられるが、 実務的には今後の課題といえよう。